

## 日野町監査委員告示第18号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和4年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月28日

日野町代表監査委員 東 源一郎

### 定期監査結果

1. 監査日時および  
監査場所 令和4年11月28日（月）午前9時00分～午前10時39分  
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 農林課
4. 監査対象  
主たる監査事項 農林課の分掌する事務全般および下記の事業について  
○特産農産物振興事業（日野菜・茶）の取り組み状況と課題について  
○森林経営管理制度への取り組みと森林環境譲与税の活用について
5. 監査手続 令和4年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 当町の日野菜は生産者やJA、県をはじめ多くの関係者・関係機関によって、生産、加工、販売、そして地元での食文化の伝承などへの努力が続けられてきている。当町の日野菜のPR方法やマーケティングのあり方、また、生産面積と出荷量の確保などの課題も多いが、引き続き、関係者・関係機関が連携した取組をお願いしたい。今年10月、当町の日野菜が「近江日野産日野菜」として地理的表示（GI）保護制度の認証を受けたことも日野菜振興に寄与するものと期待している。同じく特産農産物である茶にあっては生産者の減少から存続が厳しい状況が見受けられる。経営継承などを含め生産者の意向を踏まえた支援が望まれる。  
平成31年4月に森林経営管理制度が始まり、同時に森林環境譲与税が創設された。当町における森林環境譲与税は森林境界の明確化、また町道・広域農道の支障木の伐採に充てられている。森林環境譲与税は森林整備に対する財源であり、令和6年度から森林環境税の課税が始まることも踏まえ、その用途にあっては森林整備、人材育成、木材利用等へより良い活用となるよう研究を続けられたい。また、森林経営管理制度が実効性をもつには森林境界の明確化も重要であることから新技術の活用も視野に入れ、森林境界明確化事業の進捗を上げることにも努められたい。